東郷村報

第88号
昭和34年3月25日
発行所
宮崎県東臼杵郡
東郷村役場
日向市富高
株式会社 安藤印刷所
電話64番

昭和三十四年度 予算案提案に当つて

村長　黒木松美

昭和三十四年度一般会計及特別会計二件の予算案その他の議案八件を提案するに当りまして、本年度に於ける村政の方針及予算編成の方針を申述べ議案審議の参考としていただくと共に村民並に議員の皆様の絶大なる御協力をお願い申上る次第であります。

私は就任以来即ち過去四カ年に於ける村政の方針として第一に民意を反映し而も社会の推移に即応した明朗であり且公平で一部の者の術策や感情等に支配されるが如きことなく村民のお互が信頼し合う所謂総親和の体制を確立し、以て村民福祉の増進と民生の安定を図ることを基磐とし、又村政執行上の重点事項として、

① 産業の振興
② 教育の振興と老朽危険校舎の改築
③ 厚生施設の円滑なる運営強化
④ 経済団体の育成強化
⑤ 納税完納と滞納一掃

の五項目の推進について微力ながらも全力をつくして一貫した村政の執行実現に努めて来た次第であります。

申上るまでもなくこの五大項目の推進には種々困難もありましたが、過去四カ年には大きな災害もなく挙村一致の協力を得て、大過なく努めることが出来て而も相当の成果を揚げ、村民の要望にいくらかこたえることの出来ましたことは、村議会を始め村民各位に深く感謝申上る次第であります。

本年度村政の方針も一応従来の方針を基調にして更にこれが明確なる実現に必要な最少限度の予算を計上して全力を尽す所存でありますが、御承知の様に私の任期も後一カ月余であり又現在の処三十四年度における国及県の行財政の制度が最後的に決定の段階に至っていないため財源等の見透がつかず特に政策を織込んだ三十四年度の執行予算は改選後の新村長が編成すべきだと考えて骨格予算を編成した次第であります。

次に提案致しています議案第七号より第十七号迄逐次順を追って説明致します。

第一に議案第七号一時借入金の最高限度並借入先決定について説明いたします。

昭和三十四年中において一般会計及特別会計の経理に支障がある場合を考慮して一時借入金の金額を八百万円以内とし尚利子は日歩四銭以内借入先を大蔵省資金運用部、郵政省簡易保険局日向興業銀行、鹿児島銀行、宮崎県町村職員恩給組合、東郷農協と決定したいと思います。

尚昨年昭和三十三年度の一時借入額は金五百七拾万円の実績でありますが本年度は一応役場庁舎の改増築も予定していますので、経理の円滑を図るために一時借入額の延べ金額を八百万円として提案した次第であります。

次に議案第八号特別職の職員で非常勤の者の報酬及費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本条例は昭和三十一年制定されたのでありましてその一部を改正せんとするものであります。

即ち各部落の区長さんの報酬を増額せんとするのであります。現在の区長さんに対する報酬は昭和二十八年に決定したもので、その後一回の改正も行つていないのであります。昭和三十二年度までは均等支給額一万円及区内世帯数に一戸五十円を乗じた合計額を報酬として支給していたのですが、今回これを均等支給額を一万一千円に世帯数に一戸七十円を乗じた金額を支給することとし、提案したのであります。本改正により昨年に比し報酬予算額が五万四千三百円の増となる次第であります。

一般社会の進歩に伴つて区長さん方の取扱つて戴く事務も複雑化し更にその分量も相当増大しつつある現況に鑑み是非改正することに決議願い度いと思うのであります。

次に議案第九号一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

一般職即ち役場職員の給与に関する条例は昭和三十二年に制定したのでありますが本年四月三十日法律第八十七号により一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されましたので本村の条例もこれに伴い改正せんとするものであります。

即ち同条例第二条扶養手当の下に通勤手当の四字を押入し又第十条の二として通勤手当を支給する場合のその支給方法、支給額、を法律で定めた方法に従つて支給せんとするものであります。通勤手当の額は勤務の場より二㌔以上の通勤者で自転車及バス、その他の交通機関を利用して通勤する者に支給され、その額は最高六百円で自転車での通勤者は一律に百円を支給することとなつていますが、この支給方法については実情に添わない点も種々ありますが一応法律で定められた方法により支給することが最もよいと考えられますので、条例もその方針をもつて改正し提案いたしました次第であります。

次に議案第十号村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明申上ます。

地方税法の改正に伴い村税賦課徴収条例中、健康保険税の賦課基準中所得割額を世帯主が他の保険に加入している場合はその所得割額の算定をその世帯に属する者の健康保険に加入している割合で所得割を算定することと致した次第であります。言葉を変えて申上ますと他の保険に加入している世帯の所得割はその所得が二重に計算の基礎となつていますので一世帯で二ツ以上の保険に加入している世帯の保険税負担が過重であつたものを均衡のとれた方法により算定するよう改正せんとし提案するものであります。

次に議案第十二号役場庁舎改築事業資金の起債について説明いたします。

本村の役場は昭和十九年の台風で倒壊したため昭和二十一年に現在の仮庁舎に移転して事務を遂行して来たのであるが、御承知のようにこの建築物は老朽しかも極めて危険な状態であり且つ何時倒壊するか図りしれないような建物でありますので、村民の重要書類、即ち権利義務に関する書類を保管する上に不安を感じており、又ここに勤める職員の厚生保健の面から考慮いたしましても出来得るだけ速急に改築することが望ましいかつたのでありますが本村は従来学校、病院等の建設改築のため遂に今日まで改築の機会に恵まれなかつたのでありますが、本年度は一応学校改築も予定されていたものは終了いたしましたので本年度において改築せんと計画いたしているのであります。

勿論起債の許可が私共の考えている通り貰えるかどうかと言うことでありますがとりあえず壱千五百万円を借入れ立木処分五〇〇万円と合せ計二千万円をもつて改築せんとして提案した次第であります。

次に議案第十三号村有財産の処分について説明申上ます。

本年度予算に計上いたしました財産、即ち立木の処分は九二四万円でありまして全くぼう大な金額に上つていますがこれは特殊財源を必要とする。即ち役場庁舎建築財源として五百万円、役場改築に伴う仮庁舎即ち旧たばこ収納所買収に必要とする壱百参拾万円及基本財産造成費即ち造林に必要な経費二百数十万円を得るために処分せんとして提案申上た次第であります。

次に議案第十四号一般会計予算について説明申上ます本年度普通予算はさきに申上ました通り一応骨格予算として編成したのでありますが、その総額は六五、〇五三、九三〇円で前年即ち昭三十三年度当初予算四八、九二〇、九七一円に比し一六、一三二、九五九円の増額となつていますが、その主な原因は役場庁舎改築費二千万円及これに伴う仮庁舎即ち旧たばこ収納所の購入費一三〇万円及人件給与費の増額であつてその他の消費的経費については前年に比しそれぞれ減額した次第であります。又特に本年度予算で申上て置き度いことは歳入中一般財源としての税収は殆ど昨年と同様であり財産収入九三三万円余起債の一千五百万円は特殊事業を行う為の特殊財源でありますので、従つて村行政の全般に亘り村民福祉の為の事業計画に甚だしく圧迫を加えざるを得ない実情にあつたことでありまして役場庁舎改築及三十四年度執行される各種選挙の経費を除いては新規事業は殆どなくその他は特別に説明の必要はないと思いますので省略致します。

尚役場職員の給与について必要予算を計上し議会費の中議員報酬については前年度そのままを計上した次第ですがこの事は先刻申上ました状況でありますので近く執行される村会議員の改選後、新しい議会に於て更に検討の上措置されることが望ましいことと思いましたのでこの様な措置を講じ提案した次第であります。

次に議案第十五号国民健康保険事業勘定特別会計予算の説明を致します。

国保予算については例年独立採算を目標として予算の編成を致していますので本年もこの方針で予算を編成致しました。即ち事業勘定の本年度予算総額は七、四八九、六六〇円で前年度当初予算六、九九八、一五二円に比し四九一、五〇八円の増額であります。

この重なるものは歳入に於ては政府の国民皆保険施策に伴い地方公共団体が行うこの種事業の事務費療養給付費に対する国庫支出金（補助金）が増額になつたことと、保険加入者の納入する保険税が僅かに増となつた為であります。

歳出に於ける増の主なる原因は御承知の様に昨年十月一日よりの点数改正による給付費の増及諸給与費の増が主なるもので、その他については昨年の予算と大差なく特別に説明の必要はないと思いますので省略致します。

次に議案第十六号直診施設勘定特別会計予算について説明申上ます。直診施設勘定に於きましても、独立採算制を目標に従来の実績及今後の運営等について厳重検討を加えたのでありますがその予算総額は六九二万一千八十円となり昨年の当初予算に比べ約一百十万の増となつていますが、この主なる原因は患者移送車購入によるものであります。

尚歳出合計六九二万一千八十円に対し歳入が坪谷診療所の開設による患者の減等によりどう検討致しましても一、〇六万円の不足致しますので一般会計より八三五千円、特別会計より二二万五千円の繰入を行い歳出入の均衡をとつて予算を編成した状態であります。

御承知の様に直診の運営については毎年一般会計より繰出をして運営をしていますので、今後に於ても更に一層の努力を払つて他会計よりの繰入については出来得る丈これを少額に止める様、最善の措置を講じたいと思う次第であります。

次に議案第十七号村長外特別職の給与条例の一部を改正する条例の制定について説明致します。

さきに説明しました議案第九号と同一な理由によつて改正せんとして提案致した次第であります。

説明が極めて簡単でその上要領を得ていませんので不明の点もあると存じますが今後に於ける審議の途中に於て質問等に答えて追加説明を致したいと思います。

尚議案審議の途中に於て本年度並に将来の村政の運営の考え方等について御質問なり御要望等があると思いますが先刻申上ました通り私の今期に於ける任期は後一カ月余りであり、三十四年度予算の執行は次期村長に於て政策を織込又肉を付けて執行されるものと思いますが、私も菲才をも省みず次期村長選挙には立候補する意志でありますので、十二分に御意見なり御要望を発表していたゞきたいと思います。

以上を以て予算案三件その他の議案八件、計十一議案の説明に代えたいと思います。十二分に御検討御審議の上、御決定を願います。

以上

山ざくら

牧水

花も葉も光りしめらひわれの上に笑みかたむける山ざくら花
峰かけてきほひ茂れる杉山のふもとの原の山ざくら花
吊橋のゆるるあやふき渡りつつおぼつかなくも見し山ざくら
萱山にとびとびに咲ける山ざくら若木にしあれやその葉かがやく

昭和34年度東郷村歳入歳出予算

歳入	
村税	17.317.200
地方交付税	13.000.000
公営企業及財産収入	9.332.750
分担金負担金	240.010
使用料及手数料	526.150
国庫支出金	303.980
県支出金	4.371.300
寄附金	2.162.090
繰入金	10
繰越金	1.000.000
雑収入	1.800.430
村債	15.000.000
計	65.053.930

歳出	
議会費	1.455.470
役場費	32.410.430
消防費	566.330
土木費	1.436.560
教育費	8.302.400
社会及労働施設費	1.545.910
保健衛生費	1.075.950
産業経済費	7.112.220
財産調査費	4.060.510
統計費	33.440
選挙費	679.880
公債費	3.589.510
諸支出金	2.585.320
予備費	200.000
計	65.053.930

点滴

◇ 春になると漱石の「草枕」の中にある「春は眠くなる猫は鼠をとることを忘れて眠むる、人は借金のあることを忘れて眠むる、甚しいものは魂のありどころさえ忘れて眠むる、菜の花をみる時目がさめる、雲雀のさえずりをきくとき魂のありかがわかる」の一節である。現代人にこうした句を味うほどの歌の余裕があるだろうか、生活がせちからくなればなる程、自然に親しみたいものです。

◇ 皇太子の御成婚の奉祝行事が全国的に色々な形で行われているが本村でも村議と役場職員合同で記念植林が行われた。まことに結構な行事である、各団体、各家庭に於ても後後まで残るような行事を計画していただきたいものである。

◇ 四月は選挙の月、県知事、県議、村長、村議の選挙が行われる、今度こそ「公明選挙」の実をあげたいものである。これは候補者は勿論有権者の一人一人の良識にまつより外に途はないようだ「清潔な運動を」「清潔な投票を」

鹿瀬婦人実践部落報告書

東臼杵郡東郷村分

一、概況

昭和三十三年度生活改善婦人実践部落に、設定されましたこの部落は役場から八㌔も離れたところにあります。

川に沿つての部落でありますので、交通機関も少なくその上指導機関とは離れた不利な地域であります、人家は五、六軒が集り半㌔も離れた山の中腹に又七、八軒と飛び飛びに散在しておりますのが一部落とされております。

ところが昔は、この五、六軒が婦人会として活動し部落が二つに別れていたが、この婦人実践部落になつて一つのグループとして活動するようになりました。

山にかこまれたこの部落は椎茸が経済の重点となつておりますが米も九十俵供出しますし、畜産が非常に盛んであります。

中には日雇をしながら生活費を賄つておる所も二・三戸はありますが経済的には一般に恵まれた部落とされております。山仕事が男の仕事で田畑の農作業は主婦の仕事とされておりますので主婦に課せられた仕事は、農作業から育児、料理、家畜の世話等で毎日忙しい日課

（二面へつづく）

であり今まで会合も数えられる程度のものでした。

婦人実践部落の話があつた当時は、実践部落は非常にむずかしいものその上暇つぶしになることだと思い込んで多くの婦人達は勿論主人達も反対でしたがその中に三、四人の熱心な主婦や戸主の方々があつてその人たちによつて、曲りなりにも実践部落として活動することになりました。

部落概況

戸数	二三
耕地面積	
水田	一〇〇四畝
畑	四九三畝
山林	一〇五七六
家畜状況	
牛	二六
豚	二二
鶏	三〇

二、改善課題

婦人実践部落に設定されましたがどんなことをやつて行つたらよいのか判らず、二、三回の会合は終つてしまいました。会合があるごとに色々な話がありました。栄養の話や野菜のこと等、次々に意見が出ましたそこで今年部落で実施する改善事項をプリントにして個人に配付し調査を致しました。その中の最も希望の多かつたものから順次に検討いたして実施することになりました。

1、食生活改善

一番に食生活改善が取り上げられました。食生活面でも特に家庭菜園のことが重点的に考えられるようになりました、今まで作付したものは満足に収穫することはなく、限られた品種のものでありました。収穫された蔬菜類も調理法が充分でないために、なかなか消費されなかつたのですが、料理を研究するようになつてからは、毎日の炊事や食事が楽しいものになつております。

特に馬鈴薯や落花生等は料理する数が限られておりましたので、作付も少なかつたが今年は作付も非常にましました。

農繁期の栄養を改善するために、保存食を共同で四種類位作つて田植にそなえましたが、他部落から田植の手伝いに来た客が「今年はどうしたことか変つた料理があるが」といつて保存食の作り方まで聞いて帰る人も少なくありませんでした。

今までは料理の名前だけは知つていてもどんなものか、どんな味がするのか、ましては自分の家では出来ないものと考えこんでいたものが結構私達の手で美しく出来あがる料理の講習のときは、仕事のつらさや、ごたごたした部落の問題までがどこかに消えてしまいます、このように家庭菜園を中心にして料理の研究がすすみ、料理を研究することによつて、野菜の品種や種類が多くなり、蔬菜栽培まで研究するようになりました。

でも野菜の摂取調査をして見ますとまだまだ片寄つた食べ方をしておりますので、食生活改善もまだまだ研究することがたくさんありそうです。

2、保険衛生の徹底

家庭菜園を研究するようになつて肥料の話等が持ち出されて来る内に寄生虫のことが問題になりました。

村役場の検診のときに部落の人は洩れずに検便することにしました。

その結果非常に寄生虫卵をもつている人が多くびつくりして、寄生虫の駆除をすることにしました。それから環境衛生の話等を開く機会も多くなり、カ、ハエを駆除するために薬剤撒布をしましたが、薬剤に頼つてはどうしても駆除出来ません、経済的に苦しくなつて来たのです、寄生虫の駆除でも、カ、ハエの駆除にしましても、経済面を離れての仕事ではないので途中行きすまつてしまいそうになりました、そこで私達は家の周囲の清掃を充分することを決め、月一回清掃をするようになりました。

まだ昨年が始めてでしたがカ、ハエも一昨年に比べると少なくなつたようです。

冬眠する幼生卵も撲滅するために畜舎を重点的に薬剤撒布をいたしましたが、今年の夏はどの程度発生するかが問題であります。

3、生活の合理化

私達は常に楽な生活をしようと思つておりますがいくら働いても望みの生活が出来ませんどこかに無駄なことがあるのだと思いますがどこにその欠点があるのか、見い出すことが出来ません、そこで家計簿を持つて来て記帳するように進められましたところが主婦は学校を卒業してから、鉛筆を持つ機会もなく時間もなかつたのです。

ですから今さら鉛筆を持つことは、非常に苦にしておりました。家計簿を記帳することは反対意見が多かつたのですが家計簿の必要性や記入方法等を聞いておりますと、私達が考えているようなむずかしいものではなさそうで家計簿も記入出来ないことはないと記帳することにしました。記帳することは難しいことではありませんが昼間の仕事の疲れが出たり、夜は又仕事があつて記帳をわすれることがたびたびありました。

記帳しておりますと収入はないのに支出だけは毎日のようにあることには驚きました。

今までは赤字だと口癖にしておりましたが、記帳をすることによつて知ることが出来ます。この家計簿も完全なものではないですが家計簿のことで家族の話合いの機会も多くなり主婦の仕事の負担を少なくするように話合いをした家庭もあります。朝から晩まで飛びまわつていることを反省して、年令に応じた適当な仕事を責任をもつて働くことにしました。

学校側からも、子供の家庭教育のことについて話をしてもらい、そこに親子会を結成することになり子供の意見を聞いたり、ある時は子供心に戻り子供とともに歌つたり、踊つたりして楽しいひとときをおくることもあります。この親子会が誕生しましてから母親も子供も熱心に自分の責任を知るようになりました。

4、衣生活改善と住生活改善

以上のように今年度の重点項目を実施して来ましたが今後やらなければならない問題が多数あります。

かまどの改善、台所を改善作業衣の問題等、しかしこれ等のことも深い関心を持つようになりました。

三、今後の改善方向

家庭菜園を重点的に活動しましたが、まだ完全なものではありません。今後もこの地方で栽培されるものを高度に利用し、特に農繁期の栄養には一段の注意をはらい保存食も共同で大量に作製し又主婦労働の負担等を考え経済的合理的な生活設計及び農業経営が出来るように今後も一層努力したいと思つております。

先進地視察報告書

去る二月十六日から五日間愛媛県北宇和郡立間農協、喜佐方農協、温泉郡小野農協、東部温泉郡畜産農協連を視察しましたのでその概況を報告いたします。

（東郷村役場　清水　清）

一、北宇和郡立間農業協同組合

1、目的　果樹栽培と農業協同組合の運営及組合員の協力体制

立間農協は果樹栽培を主体とした農業経営であり管内の概要はみかん二九〇町水田は五〇町である。

品種は、温州みかん二四〇町、夏みかん五〇町で一戸平均一町一反歩の経営面積で愛媛県平均の六反歩より大きい事が注目される。

農家は経済力に富み自動車二八〇台を持つている事でも解せられる様である。

2、農業協同組合の現況

㈠農協は職員組合長以下四六名固定資産評価額四千万円、出資金九四〇万円であり組合員四〇二名である。

㈡信用事業

預金は一億八千万円にて夏期に於ても一億三千万円を下ることはない一戸平均五〇万円の預金、貸金は四千万円程度常時ある。

㈢購買事業全面利用を打出し三間四千万円～五千万円の実績を上げている。

ここでは組合員と農協と全利用契約を取交しているこの場合単位生産組合に於いて全責任を以つて支払うことにしてある。

㈣その他の事業

その他農協は各種事業を実施している、特に防除施設は県内（宮崎県）では見られない施設である。

防除施設は三十一年十一月に壱千四百万円の巨費を投じ設置し果樹園が傾斜地であるので防除用の配管（ビニール）をなし、総延長二一〇、〇〇〇米に達している、又動力索道は四〇〇基設置して急傾斜地に利用している。

更に農協は生産指導を重点に置き技術員七名を以つてこれに当てている、購買事と生産指導を平行してやつているが化学的な研究を行い常に指導している、土壌分析は弐千万円を投じ処方箋を発行している。

販売事業は四カ所の選果場にて選果し、共同出荷を強力に推進し全部農協を通じ出荷しているが、販売金額数量は所得税の関係にて聞き出すことは出来なかつた。

更に農協の下部組織として生産振興委員会を構成してこれは主として低位生産地を引上げる事にし技術員の諮問機関であり部落推進班に強力に指導するよう要請するようになつている。

生産指導を強力に推進する場合は、その全責任を農協に於いてとる事になつている。

肥料配合所も設置している又農機具、自動車及各種生産資材の各種メーカーの代理店業務をもつている事は注目される。

現在化学肥料の乱用により土壌が危険な状態になつているので土作り運動を展開している、そのため有機質と苦熔性燐酸を若干施用することにし、二、三年前迄有畜農家を廃止していたが、昨年より牛を三〇〇頭導入して有機質肥料の施用を奨励している。

尚生産物の精算は全キープ的な精算制を実施し出来るだけ格差のない方法を採用している、又あらゆる面に契約制をとり特に生産物出荷契約書は東京市場と農協の出荷計画の基本となつている。

二、温泉郡畜産農協連合会

㈠目的　若令肥育と飼料対策基礎牛の導入方法

愛媛県の畜産は若令牛の肥育にして殆んど去勢牛（掩牛）であり飼育頭数は肥育牛一〇、〇〇〇頭乳牛一、〇〇〇頭牝牛三〇〇頭であり完全な肥育畜産である、肥育計画は六ケ月と一年の二回にあり年間八、〇〇〇頭を阪神方面に出荷している、肥育の基牛は広島県産が多く、尾道経由にて導入されている外に、大分、宮崎の牛も多少入つている、宮崎のものは去勢すれば足が伸んで肥育の成績が上らないので導入はしていない。

㈡畜産農協連合会の事業

市場開設　月　三回五日、十五日、二十五日開設しており特に肉の直売所を松山市に三カ所設置し常時価格の安定を図つている。

飼料の配合施設を設け濃厚飼料の製造をやつているようであり、宮崎の畜連と異なる点がある。

指導は技術員が三名にてやつているが、粗飼料は藁のみで飼料作物は全然栽培していない事は我々視察者の期待を裏切つた様である。

一日平均麦五升、大豆粕二升、配合一升ぐらい与えており、これは完全する一〇〇日前より与えている。

基牛の価格は六万～七万程度のもので体重一一〇貫程度のもので、これを一五〇～一六〇貫程度にする迄肥育するわけである。

連合会の管内に於ける家畜商が二五〇名程度いることをきき、畜産振興をある程度阻害している事もあるとの事であつた。

以上述べた通り肥育については生産地帯の我々の考えと多少異なるものがあつた。

三、小野農業協同組合

㈠、目的　肥育を主体とした農協全面利用及水田地帯の果樹栽培

本地区は松山市より三〇分平井駅に下車五分のところにあり、人口六、〇〇〇人肥育牛五〇〇頭、水田四五〇町、果樹一一〇町ある農協で和牛の肥育に於いては県下一番盛んな所である。

生産物は水稲反収三、八石麦三、二石であり、米一一、〇〇〇俵、みかん三〇〇万貫

㈡農業協同組合の現況

組合員は八八〇名で預金高は一億八千万円あり購買買上は年内一億円である。

ここも全面利用を打出し婦人部実行組合が主体となつている。

肥育に於いては毎年全国共進会に於いて団体上位入賞している事をきいてもわかるようである。

最近乳牛の飼育が盛んになり農協に於いて現在指導している。

ここでも青年の活動が充実しており大いに学ぶところがあつた、農協視察後ここでは六戸の農家を訪問したが主として肥育を中心に見たのであるが裕福であり農家の建物は実にすばらしいものである。

特に技術員に質問する場合の真剣さは我々の地方ではみられないものがある。

更に肥育する場合の基牛の選定は農家自体に於いて選定する。

この場合長期、短期に分け農家に於いて飼料設計を立て計画肥育をやつている。

而白い事は畜産共済はあまりよくないことである。

これは基牛が高価であるのに保険金が安いので事故の価格が大きいので該当にならないのである

四、北宇和郡喜佐方農業協同組合

一、目的　実習生植野誠君の実習地であるので寺迫黒木利夫、植野栄助両氏をして視察さした。

一、参考事項

㈠立間農協と同一の果樹栽培の盛んな地方で、青年活動が盛んなところである。

㈡農協に於いて農家台帳を作製して指導の方針としている点

㈢農道の完備している点

防除施設農業機械化

㈣尚生産者の一年間の粗収入より三厘程度を青年活動資金に充当している

参考事項

一北宇和郡安田町周辺の農協に於いて柑橘の加工工場を運営している

二耕地の殆んどが急傾斜地だあり乍ら完全に利用されていること

三森林の蓄積も実に多く全国七倍の地方もある。又殆んど松と檜との混植である。

派出所だより

警察官の教養は　どんなにして高められているか？

社会生活の安全と秩序維持を直接担当する警察官としては、すぐれた素質、豊かな人間性、職務執行に当つては高度な知識技能と熱意が要求され、さらに職務がら人権の尊重、身を持するに厳であるとともに普通人以上の健康と体力が要求されるのであります。

そこで警察官の教養はもつとも重視され、国家公安委員会の統轄のもとに中央から第一線の警察に至るまで一貫した教養体系がたてられております。

そして巡査になるためには各都道府県に警察学校があり、また管区警察学校が福岡に上級幹部のための警察大学校が東京におかれており、ある一定の期間をきめて行う専科の教養が計画的にくり返されております。

警察官になるには高校卒業以上の学力をもち志操健固、身体強健であることが必要条件でこれまで五年間の採用試験では十九人に一人の合格という高い競争率となつております。

従つて今では九十五％以上が高校以上の卒業者で戦前とは比較にならないほど素質が向上しております。そしてまず巡査になる前に警察学校で一年間教育を受けますが、訓育と一般教養、法学とともに、もつとも重点のおかれるのは警察実務と柔剣道、逮捕術、けん銃、救急法、体育等の術科であります。

そしてこの学校を卒業をして、すべての教育が終了した訳でなく常に教養があり警察官としてまた人間としての修養に当つております。

例を山陰巡査部長派出所にとるなればまず県本部からの教養計画に依る命令が各署にくだり、そして各署に於ては署長が指名して山陰の○○は県の警察学校へ何日間、或いは福岡の管区学校へ二カ月教養をというふうに現在勤務しているいわゆる現在教養なるものがあります。

しかし体の具合の悪い者は一時除外されることは勿論でありますが何れにせよ学校における教養とそれから次に申します職場における教養と二つが併行してひんぱんに教養を重ねております。

さて日頃職場についている者の教養でありますが毎月二回以上本署において署長からの訓育教養がありその他柔道、剣道の訓練或いは科学捜査の一端として鑑識の教養をそのほか巡回指導資料の配布などそれからまた、署長以下全署員が一つの問題例えば〃職責の自覚〃というテーマなどを採りあげ一堂に会して検討批判を加え立派な公務員として警察官としてお互いに助け合い良き点は益々助長育成し悪き点は即座に捨て県民のみなさまに応えるよう日夜努力しておりますのでどうか御協力のほどお願いします。

そしてみなさまとともに明るい楽しい平和な東郷村建設にはげみたいと思います。

さわあれ季節の折り目も正しく、また春が来て子供さん達の戸外での遊びによる交通事故、その他あき巣狙いなどの犯罪が増えると思われますので特に御注意ください。紙面の関係上次の村報でさらにお願いいたしたいと思います。

地方選挙に思う

四月二十三日に県知事、県会議員、四月三十日に村長村会議員の選挙がそれぞれ行われることになりました。

県知事、村長にしましても県会議員、村会議員にしましても誠に身近かに感ぜられる選挙であります。若しこの選挙を軽んずるようなことがあつたら、向う四年間の県政に或は村政に重大な影響を与え、幸福を志向するわれわれの生活が不幸への途をたどることになりましょう。

選挙に当つては候補者のいかなる人物であるかをよく検討し、人格高潔にして良識を有し真面目で実行力旺盛な人を選ぶようにつとめねばならないと思います。

いやしくも情実や感情によつて投票することは厳につつしまねばならないことだと信じます。

特に村会議員は地域代表的なにおいが過去においては高いような気がしますが、村議会は村政の最高の議決機関でありますので「村」という広い視野に立つて適任を選ぶ事が大事でありましょう。

有権者の一人一人が選挙の真意義に徹して投票することによつてのみ県政が或は村政が伸張することが出来るのであります。

お互に清潔な投票を行い公明選挙の実をあげることにいたしましょう。

◇　◇　◇